

## IV (1)

### 団の安全管理体制（改訂版）

平成24年6月25日  
日本ボーイスカウト千葉県連盟  
県連盟コミッショナー  
伊藤 知

#### ◆はじめに

千葉県連盟では、ボーイスカウトにおける活動が安全に実施されることを目的として、団、隊に安全管理者の配置を義務付けています。時間の経過とともに時代背景、我々を取り巻く環境が変化しつつあります。そこで従前の「団の安全管理体制」についての通達文を見直し、改めて周知のお願いをするものです。

#### 1. 基本原則

安全はすべてに優先する。自分の安全は自分で守り、また、定められたルールや注意事項を守って、一人ひとりが健康安全と事故の発生防止に努め、楽しく快適なスカウト活動をおくれるように心がける。

指導者は常に安全指導・安全管理について万全の配慮が求められ、定められた注意義務を履行し、安全確保が習慣化するよう努めなければならない。

なお、指導者およびスカウト運動に関わる成人は、スカウトとの活動中における「飲酒」、「喫煙」については厳に慎まなければならない。

#### 2. 安全管理者の選任と任務

- 1) 千葉県連盟に所属する団、隊の安全管理に関することの徹底を期すため、**団の安全責任者である団委員長**の下に**団安全管理者**、**隊の安全責任者である隊長**の下に**隊安全管理者**をおく。団安全管理者および隊安全管理者（以下「管理者」という）は、それぞれの責任において指導、監督を行うものとする。

名 称	選任の要件	任 務
団安全管理者	団委員長から指名された団委員等	各隊の安全管理に関する事項を統轄し、団委員長を補佐する。
隊安全管理者	各隊で隊長から指名された指導者	隊の安全管理に責任を持ち、隊長を補佐する。管理者にやむ得ない事情が発生した場合には、実状に応じて隊長が任命しその任に当たる。

- 2) 安全管理者は、活動計画書等をもとに団（隊）の活動が安全に行われるよう、事前の準備を推進する。（活動計画書の内容チェック、下見時での安全性チェックなど）
- 3) 安全管理者は、事故あるときは、危機管理体制表・事故対策図等をもとに人命の救助を最優先し初動の対応にあたる。

- 4) 安全管理者は安全研修会（安全セミナー）に積極的に参加することが求められる。
- 5) 県連盟コミッショナーおよび地区コミッショナーは、安全管理者に対し、必要に応じて安全に関する助言と勧告を行う。

### 3. 安全会議等

#### 1) 団安全会議：

団安全管理者は、必要に応じて隊安全管理者を招集し、自ら議長となって開催する。

#### 2) 地区安全会議：

地区コミッショナーは、必要に応じて安全管理者を招集し、自ら議長となって開催する。

#### 3) 県連盟安全会議：

県連盟コミッショナーは、必要に応じて団安全管理者や各地区コミッショナーを招集し、自ら議長となって開催する。

#### 4) 安全意識向上会議：

場面をとらえて県連盟、地区、団、隊の各種会議等において安全に関して考える時間を持つ。

### 4. 安全計画の整備と奨励

#### 1) 活動計画書の備付け（参考資料 1）

団や隊で活動をおこなう際には必ず活動計画書を作成して団委員長、隊長の承認をえることを慣習化しましょう。平成 24 年 4 月 1 日より「そなえよつねに保険」の皆保険化がスタートしました。補償の適用に当たっては、「活動計画書等の資料により確定されていること」が条件となっています。

#### 2) 安全計画書の備付け（参考資料 2）

普段の活動から一般的に想定される危険について明文化し、危険に対応する対策、処置についても計画書としておくことが重要です。また、特別な行事の場合は行事ごとに担当者を選任し専用の安全計画書が作成されることが望まれます。

#### 3) 危機管理体制表の備付け（参考資料 3）

東日本大震災の発生により、首都圏のみならず日本全体の危機管理の脆弱性が明らかとなりました。我々の組織のなかでも緊急事態発生時の連絡網が機能的に情報伝達されることが望まれます。

### 5. 安全についての関係資料

- ボーイスカウト日本連盟『安全入門』
- ボーイスカウト大阪連盟『安全 Q&A』
- 『夏季の諸活動に向けて』に関わる日本連盟コミッショナー  
および県連盟コミッショナー通達文書
- 『冬季の諸活動に向けて』に関わる日本連盟コミッショナー  
および県連盟コミッショナー通達文書

以 上